

# 「工場立地法に係る緑地面積率等の見直し及び緑地整備のあり方に関する方針（案）」についてのパブリックコメントの実施について

## 1. 目的

野洲市では、工場立地法が定める基準の範囲で条例により緑地面積率等を見直し、企業が設備投資をしやすい環境を整え、既存の市内企業の流出防止や企業の進出を促進していくとともに、工場緑地の質を高めるために、工場における緑地整備のあり方を定めます。

このことから、この条例等の制定に向けた基本的な考え方として「工場立地法に係る緑地面積率等の見直し及び緑地整備のあり方に関する方針（案）」をまとめましたので、皆さんから意見を募集します。

## 2. 閲覧期間

平成30年8月24日（金）～9月14日（金） 22日間

※各施設の執務時間内に限ります。

## 3. 閲覧場所

市役所商工観光課、市役所本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、市民活動支援センター、各学区コミュニティセンター、人権センター、市民交流センター

※市ホームページでも見るすることができます。

## 4. 意見の提出

（提出方法）

住所・氏名・電話番号・意見（様式自由）を記入の上、閲覧期間内に商工観光課へ持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで提出してください。

（提出先）

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1 市役所別館 環境経済部 商工観光課

電話：077-587-6008 FAX：077-587-3835 Eメール：syoukan@city.yasu.lg.jp

## 5. 意見等の公表

提出のあった意見等については個別の回答は行いません。後日、意見に対する回答を市ホームページで公表します。